

## 110. 昭和57年度 県指定文化財の紹介

### その1

#### 建造物

#### 1. 舎那院護摩堂 1棟 (室町時代)

桁行三間 梁間三間 寄棟造 檜皮葺 南面  
長浜市宮前町 舎那院

舎那院は平安時代の弘仁5年(814)に僧空海により真言宗の寺院として開基、古くは遮那院と呼んでいたと伝える。平安時代後期頃には長浜八幡宮の別当で勝軍山新放生寺の学頭となっていたが、明治維新の神仏分離令により一山を廃して、子院の舎那院のみが残った。その後、寺内は荒廃にまかせていたが、昭和14年に長浜八幡宮が紀元2600年の記念事業として神域の整備を行うのにともない愛染堂(本堂一本地堂)とともに護摩堂を現在地に移築した。

建物の建立年代を明らかにする資料はないが、柱には隅延びがあって頭貫の木鼻、実肘木の絵様線型が室町時代の様式を示しており、室町後期を降らないと考えられる。

建物は桁行および梁間とも、三間とする正方形の平面に、屋根形式は寄棟造りの檜皮葺としている。円柱上に大斗をのせ、軒桁(実肘木は軒桁より造り出す)を組む。軒は一軒疎垂木の小舞打ちとして軒廻りを軽快な意匠としている。

柱の旧仕口等により当初平面の復原考察すると、東側は三間とも蔀戸を吊り込む。南面は前より第一間に引違戸を設けて出入口とする他は嵌板壁とし、北面は三間とも嵌板壁であったことが分る。西側については当初から奥行1m余りを軒下に取り込み、この位置を仏壇としていることから、この護摩堂の当初(前身地)の正面は東側(現在地の本堂側)と考えられる。縁は背面を除く三方に切目縁を廻す。

現在、内部には四天柱を設けているが、これは昭和



舎那院護摩堂 正側面全景



西川家住宅 正面全景（北よりみる）

14年の移築時に長浜八幡宮境内地にあった別棟建物の部材を用いて新設したものであって、当初は構造からみて柱は設けていない。また、縁には跳高欄をつけているが、これも同神社の拝殿高欄を昭和7年に転用したものであって当初は取り付かない。

後世の修理によって、柱間装置等が部分的に変わっているが、当初の部材が要所に残存して建物の形式、手法が明確に分るとともに、室町時代の遺構の少ない護摩堂として貴重な建物である。

なお県内の護摩堂で指定を受けたものには次のものがあるが中世の建物は無い。

重要文化財長命寺護摩堂 慶長11年(1606) 露盤銘  
県指定園城寺長日護摩堂 桃山時代

## 2. 西川家住宅 4棟

主屋 居室部	桁行13.0m	梁間14.9m	
	一部二階建	切妻造	棧瓦葺
		西面庇付	こけら葺
座敷部	桁行 8.9m	梁間11.0m	
	一部二階建	切妻造	棧瓦葺
附指定	鬼瓦	1個	天明5年の刻銘
	箱入祈禱具	1具	明治45年の刻銘
	鐘遣の棟飾瓦	1個	明治5年の刻銘
でみずの間	桁行 4.1m	梁間12.0m	
	切妻造	棧瓦葺	

化粧間	桁行 4.6m	梁間 2.7m
	切妻造	棧瓦葺
	板塀	延長13.0m
表土蔵	土蔵造	桁行 8.1m 梁間 4.8m
	二階建	切妻造 棧瓦葺

近江八幡市新町二丁目8番地 西面 西川庄六

西川庄六家は近江八幡市新町二丁目にあつて、伝統的な町並みの大きな構成要素となっている。建物は新町通りの東側にあつて旧西川利右衛門家と、通りをはさんで屋敷を構える。代々近江商人として栄えた商家で、初代は西川利右衛門家から分家して、蚊帳、畳表などを扱い、近世の近江八幡を代表する商家であつた。

主家の建築年代を明確に示す資料はないが、西川家所蔵の鬼瓦に天明5年(1785)のへら書銘があつてこの頃に建てられたものと考えられる。また台所の大黒柱には弘化4年(1847)の箱入り祈禱具が打ちつけてありこの時に台所廻りの修理が行われたようである。

土蔵の資料はないが、建物の形式手法からみて、主屋と同じ頃に建立されたものと考えられる。

主屋は通りに面して間口5間、奥行7.5間、一部を二階建てとした居室部をとる。これと室続きの北側の裏寄りに座敷を配し、南側の表通り寄りには離座敷(でみずの間)を設けている。

居室部は間口の中央に裏庭まで抜ける土間をとり、

棟通りより表側は店の間、裏寄り半分は土間として、かまどなどを設けた台所としている。土間と室境には戸袋痕跡が残り、この境には当初は板戸をたてたことが分る。室は1列に三部屋が並ぶ。台所は小屋梁をみせた吹抜けとし、この部分を除いて「つし」二階をつくる。

北側に突き出した座敷は田字型の4部屋とし、主屋居室部境に近い二部屋は大正時代に平屋であったものを二階建てに改造し、これにともなって居室部側に半間広げて佛間を大きくしている。座敷は次の間の二部屋からなり、表通りから塀の戸口をくぐり、内庭を通過して客が出入りできる。座敷はこの地方の特徴である出床を設け、室内意匠も質素なものとなっている。

主屋南側の離座敷は「でみずの間」と呼んでいるが、これは内庭から湧水のあることからつけられたものであって建物の意匠は細い面皮柱を用い、下地窓などを備えており、茶室に用いた座敷である。

土蔵は表通りに面して北端の敷地にあり南側に入口を設ける。

当住宅の表構えは細い出格子窓をつけて京風の町家としているが、このような意匠としたのは明治初期頃の改造によるもので、当初は戸口に大きな板戸、各柱間も板張りの摺り上げ戸となる。また二階においても貫を一筋見せた土壁で窓がなくなり、古い様式の表構えに復原される。このように質素ながら京阪や江戸に活躍した近江商人の本宅を知るうえで価値が高い。

### 3. 松井家住宅 1棟 (江戸時代)

桁行23.30m 梁間11.80m 入母屋造

茅葺 東・西・北の3面に庇付 南面



松井家住宅 正面

### 附指定 文書5冊

明和9年普請御祝儀帳の記のあるもの	1冊
明和9年普請御手傳衆帳の記のあるもの	1冊
文政12年座敷繕普請の記のあるもの	1冊
嘉永4年裏手石垣積手間賃金帳の記のあるもの	1冊
嘉永7年隠室茶間入用諸事留帳の記のあるもの	1冊

坂田郡伊吹町大字上野690 松井徹夫

松井家は伊吹山の南側の山麓、伊吹町大字上野にあって、代々庄屋を勤めた家柄と伝えられている。建築年次については所蔵の文書から明和9年(1772)に建てられたことが分り、その後の修理についても、同文書から文政12年(1829)に北西隅の座敷廻りを改造し、さらに安永7年(1854)には隠室と茶間(ねまと東側の庇部分)の修理を行っている。

建物の規模は大型で雄大、ほぼ南面して建ち、出入口を平入りとし、平面は湖北地方民家の型どおり、広い土間(下座を含む)と居室部分に二分している。

土間部分において左端二間通りは、現在床板を張って作業所としているが、もとは「うまや」と「かまど」のあったところ。また入口の突当りに床を張り建具を入れているが、この部屋は現在でも「下座」と呼び、もとは土間に、もみがらを入れ、わらむしろを敷いた「にうじ」であったものと考えたい。

居室部分は後世の改造によって複雑な間取りとなっているが、当初平面は、三つの部屋から構成している。現在、土間寄りの部屋を田字型に間仕切り小部屋としているが、当初は一室になって板の間の「だいどこ」で天井を張らず「つし」に直接板をのせた部屋である

ことが分った。次の「ざしき」は樟縁天井張り、さらに東側庇に「床の間」を取りこんだ本格的な座敷としている。

このように後世修理において部分的な改造、又は仮設的な間仕切境を設けているが、当初の主要部材が良く残存していることから、建物の形式が簡明に分るとともに、建立年次が明確なことは民家として数少ない貴重な建物である。

4. 若宮神社本殿 1棟 (室町時代)

三間社流造 向拝1間 銅板葺(もと桧皮葺) 東面  
附指定 棟札7枚

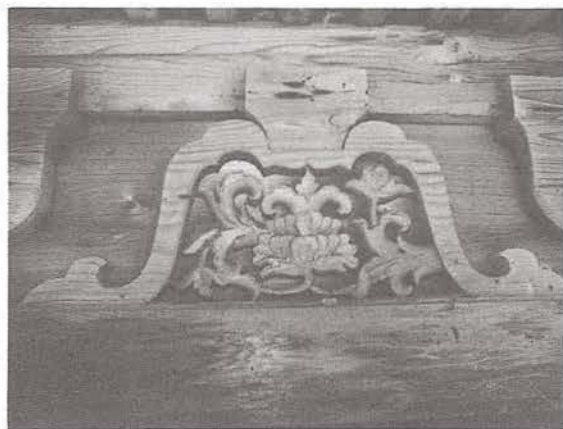
明応6年丁巳柱立上棟の記あるもの	1枚
天文22年乙卯月13日上葺の記のあるもの	1枚
慶長6年かづの記のあるもの	2枚
正保3暦8月小修理と屋根葺替の記のあるもの	1枚
享保3年庚戌歳の記のあるもの	1枚
寛保2年壬戌暦の記のあるもの	1枚

高島郡安曇川町大字北船木 若宮神社

若宮神社の草創は詳らかでないが、この神社の鎮座する大字北船木の地は京都の上賀茂神社の御厨所の漁場があったところである。

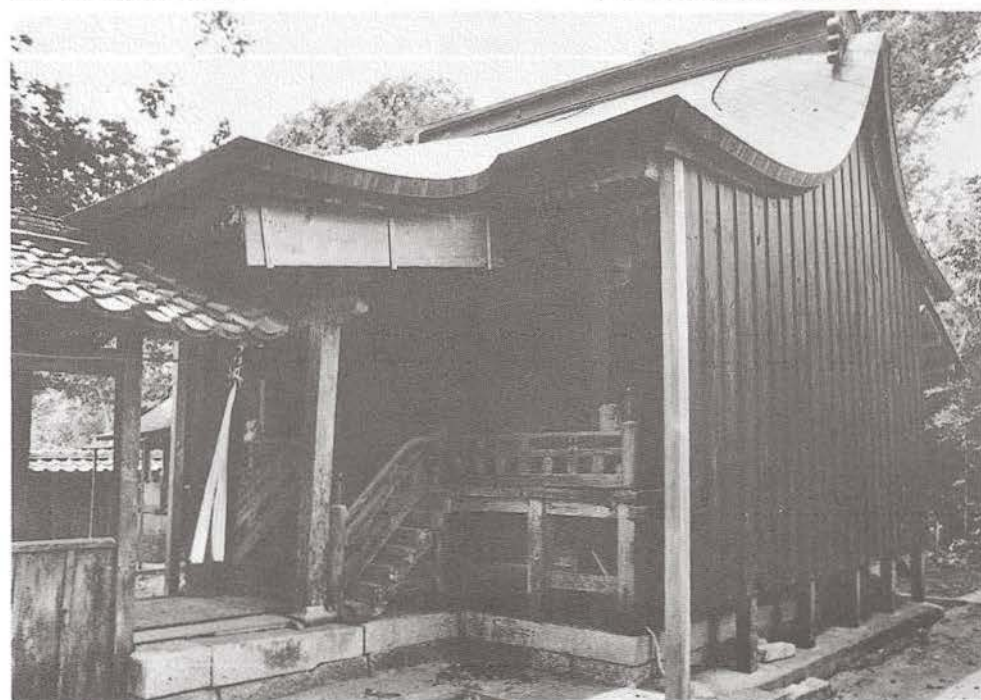
若宮とは、本宮から新たに分霊して祭祀する意味をもつことから考えると、この若宮神社の勧請年代も、おそらくこの地上賀茂神社の御厨所が設けられた時までさかのぼるものと思われる。

本殿は社藏の棟札により明応4年6月(1495)に事始め、同6年7月(1497)に柱を建て上棟を行ったことが明らかである。さらに棟札には本殿建築に番匠400人余りを要したと付記してある。その後の修理については、天文4年(1535)、慶長6年(1601)に屋根葺替、正保3年(1646)に小修理と屋根葺替、享保3年(1718)および寛保2年(1742)にも修理を行い、さらに昭和40年(1965)には桧皮葺から現在の銅板葺に改められたことが各々、棟札から分る。



若宮神社本殿 身舎臺股

本殿は前室附の比較的小規模な三間社造りで、母屋の正面および内外陣境の各三間にはいずれも棧唐戸を開きとし、他の柱間は嵌板としている。前室の正面は中央間のみ棧唐戸をたてるが、両脇間は花菱子の格子戸を嵌殺して飾っている。母屋の柱上組物は平三斗で正面3個の中備え臺股および手挟の意匠が秀逸でよく室町時代後期の特徴を表わしている。向拝は頭貫(虹梁型) 両端の木鼻で連三斗を受け、中備えに臺股を用いる。軒は一軒繁垂木とし、向拝打越垂木は、垂木を上方に反り曲げて造り、この空間が重苦しくならないよう巧妙な手法を取り入れているが、これも室町時代にみられる特異な工法である。



若宮神社本殿 正側面全景

後世修理によって、母屋前室の柱廻りおよび向拝虹梁などが部分的に新しくなっているが、当初部材の残存が多いことから建立時の姿をよくのこしており、また建立年次の明確なことなどからみて、室町時代(後期)の三間社流造り本殿の貴重な遺構である。